

# 農業委員会事務局 目標

## 【概要】

農業委員会事務局は、庶務係1係6名で構成し、農地法に係る農地の売買・賃借・農地転用の許可、農地の利用集積の促進、農地の税制、農業者年金に係る業務に取り組んでいます。

農業委員会の目標（平成28年度）	農業委員会事務局長 庄司 優人
<b>【基本方向】</b> 農業生産活動の場である農地について、農地法に基づく許可申請等の適正な審議を行い、優良農地の確保に努め経営基盤の強化を図るとともに、担い手不足や高齢化などにより増加傾向にある遊休農地の有効利用を推進します。	
<b>【達成すべき目標】</b> 1 農業委員会の適正な事務の推進を図るとともに農地制度の厳正な審査 農地に対する法令等の知識を高め、事務局として会議が円滑に運営できるよう事務を適正に進める。 また、今年度については、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の定数等が変わるため委員改正（29年7月委員改正）に向け条例の整備を行なう。  2 農地の利用状況の把握と遊休農地の解消 遊休農地の状況を把握するため、農地パトロールを行い、遊休農地については利用意向調査を実施し、農地の有効利用を推進する。	<b>【目標の達成度】</b> 1 農業委員会の適正な事務の推進を図るとともに農地制度の厳正な審査 各種研修を受講し、法令等の知識を高め、12回の農業委員会定例会を開催し、農地に係る案件を審議し、許可及び県に進達を行った。 新農業委員については、農業委員等の定数条例を制定し、平成29年度に農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行う予定である。  2 農地の利用状況の把握と遊休農地の解消 市内全域にわたり農業委員23人、事務局職員、荒廃農地担当とともに農地パトロールを実施し、遊休農地については利用意向調査を実施した。